

特定健診実施率向上に向けた情報発信用キャッチコピー等制作業務委託仕様書

1. 委託業務名

特定健診実施率向上に向けた情報発信用キャッチコピー等制作業務

2. 趣旨

本縣市町村国保においては、被保険者の健康寿命の延伸及び医療費の適正化を図るため、生活習慣病の発症予防・重症化予防につながる特定健康診査（以下「特定健診」という。）の実施率向上に取り組んでいる。

令和9年度からは全市町統一して国民健康保険被保険者の特定健診自己負担額の無料化を予定しており、これをきっかけとし、特定健診の必要性の認知や受診行動につながる被保険者の関心や共感を喚起する更なる効果的な情報発信が必要である。

そこで本業務では、民間事業者が有する広報・マーケティング等の専門的な知見や創造性を活用し、特定健診自己負担額無料化の周知及び受診意欲の向上を図るためのキャッチコピー、ロゴ、訴求メッセージ等を制作することで、被保険者にわかりやすく魅力的な情報発信を展開し、特定健診実施率の向上につなげることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結の日から令和8年12月25日（金）まで

4. 業務内容

以下の業務を実施すること。なお、詳細については別紙のとおりとする。

（1）キャッチコピー及びロゴ作成

県内市町村国民健康保険の特定健康診査対象者に対し、特定健康診査を効果的に訴求するため、県内共通で使用可能なキャッチコピー及びキャッチコピーを基にしたロゴを作成すること。

【キャッチコピー及びロゴの種類（2種類）】

- ・自己負担無料を訴求するキャッチコピーとロゴ（2案）
- ・特定健診受診を訴求するキャッチコピーとロゴ（2案）

※それぞれ2案作成し、全市町の担当者の意見を踏まえ最終的に各1案に絞る

※市町担当者に意見を聞く前に1回校正、各1案に絞った後に2～3回校正を想定

【ターゲット】

市町村国保の特定健診対象者（40～74歳）

【使用場面】

市町が特定健診の周知に使用している広報媒体に取り入れる。

(広報媒体例)

- ・ 受診勧奨はがき
- ・ 受診券送付封筒 (A4 サイズ)
- ・ 特定健診チラシ (A4 サイズ)
- ・ 各種健 (検) 診の案内リーフレット
- ・ 市町ホームページ

【キャッチコピー及びロゴに求める条件】

(共通)

- ・ 媒体によって掲載スペースの大小があるが、キャッチコピー等はすべての媒体で
使用できる長さであること。

(キャッチコピー関係)

- ・ 自己負担無料を訴求するキャッチコピーは、自己負担なく受診できることが分か
りやすく伝わる表現とし、対象者の関心を喚起し、受診行動につながる内容であ
ること。
- ・ 特定健診受診を訴求するキャッチコピーは、対象者が自身の健康状態を確認する
ことの重要性を認識し、特定健診の受診行動につながる内容であること。

(ロゴ関係)

- ・ キャッチコピーとの親和性が高いデザインであり、コンセプトが明確であること。
- ・ 県や市町が作成する様々な広報媒体において高い視認性を有し、印象に残るもの
であること。
- ・ 制作年度以降も継続的に使用できるようなデザインであること。
- ・ 拡大・縮小した場合でも視認性及び識別性が損なわれないデザインであること。
- ・ 色覚の多様性に配慮し、多色カラー版及び単色版においてもデザイン性が維持さ
れること。
- ・ 多色カラー版に加え、単色版 (単色・白抜き) の両方で制作すること。
- ・ 様々な媒体で使用するため、多様な形態のロゴを用意すること。(縦組み及び横
組み等)

【提案書の作成の際の留意事項】

- ・ 提案書作成の際は、自己負担無料訴求型と健診受診訴求型それぞれについて、少
なくとも 1 案ずつ提示すること。
- ・ 提案にあたっては、制作意図、訴求ポイント、想定される効果を整理した説明資
料を作成すること。

(2) メッセージ制作

県内市町村国民健康保険の特定健康診査対象者に対し、特定健康診査を①自己負担無
料で受診できることや②特定健診の受診を効果的に訴求するメッセージを作成すること。

【メッセージの種類】

- ・ 短文版（20 字以内：はがき、封筒向け）（1 案）
 - ・ 中文版（25 字前後：チラシ、リーフレット、市町ホームページ向け）（1 案）
- をターゲット毎に作成する。

※ターゲットごとに短文版・中文版の候補案を 1 案ずつ作成し、全市町の担当者の意見を踏まえ校正を行う。

※（１）と同じ時期に提出し、その後、２～３回校正を想定

【ターゲット設定及びメッセージの方向性】

ターゲット設定	メッセージの方向性
特定健診対象者（40～74 歳）全般	①自己負担無料
特定健診対象者（40～74 歳）全般	②特定健診受診促進
若年層（40～50 代）	
医療機関への定期通院者	
不定期受診者	
過去未受診者	

※別紙に示すターゲットの特定や受診状況を踏まえて提案すること。

【使用場面】

（１）と同様

【メッセージに求める条件】

- ・ ①、②ともに簡潔で分かりやすく、各種広報媒体で活用しやすい内容であること。
- ・ ①については、特定健診が無料で受診できることや健診の意義が分かりやすく伝わり、対象者の受診行動を促す内容であること。ただし、令和 9 年度から自己負担額を無料化する市町がある一方で、令和 8 年度以前から無料で実施している市町もあることを踏まえ、「無料化開始」や「新たに無料」といった表現に限定せず、県内全市町で共通して使用できる内容とすること。
- ・ ②については、ターゲットごとの特性や受診状況を踏まえ、それぞれに訴求力のある表現とすること。

【提案書の作成の際の留意事項】

- ・ 提案書作成の際は、ターゲットごとに少なくとも 1 案を提示すること。

（４）情報発信コンテンツ活用ガイドライン

キャッチコピー等は、多様な媒体でを使用することを想定しているため、適当に活用するために以下のような内容を整理した活用ガイドラインを作成すること。

（掲載項目例）

- ・ キャッチコピー等使用ルール
- ・ ロゴ使用ルール

- ・推奨配色
- ・推奨フォント
- ・ターゲット別メッセージの使い分け
- ・媒体別使用例
- ・レイアウト例

5. 業務要件

- (1) 事業目的を踏まえた最終的な構成及びデザインについては、県との打ち合わせのうえ決定するものとする。校正は、2～3回を想定している。
- (2) 制作物はすべて未発表で、オリジナル作品であること。
なお、著作権侵害等のリスクを排除するため、AI（人工知能）を使用して生成した画像やデザイン等は禁止とする。
- (3) キャッチコピー等について、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受託者の責任、負担において、当該紛争における一切を処理しなければならない。
- (4) 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (5) 受託者が、本業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法第21条から第28条に定めるすべての権利を含む）は県に帰属するものとし、契約後の制作物の二次使用等については協議する。
- (6) 県や市町が今後作成する特定健診の広報物で継続的に活用できること。

6. 成果物

(1) 成果物

- ・キャッチコピー候補4案及び説明資料（PDF形式）
- ・ロゴ候補4案及び説明資料（PDF形式）
- ・採用ロゴデータ（ai・png・jpg・pdf形式）
- ・ターゲット別メッセージ候補12案（ターゲットのべ6種×文字数2種）
- ・情報発信コンテンツ活用ガイドライン（Word、PDF形式）
- ・完了報告書（PDF形式）

(2) 納入期限

令和8年12月18日（金）

※全市町の担当者への意見照会は、11月中旬に実施を予定している。

7. 本業務委託の業務遂行体制等

(1) 体制及び要員に関する要件

①プロジェクト体制

本業務委託を適切に遂行できるプロジェクト実施及び管理体制を敷くこと。

外部組織、協力会社などが存在する場合、その関係、役割、作業分担、責任範囲、指揮系統を明確にすること。

②組織管理・コミュニケーション管理方法

本業務委託におけるプロジェクト組織の管理方法、組織間・組織内のコミュニケーション管理方法についてあらかじめ県と合意すること。

(2) 打合せ・報告に関する要件

受託者は、本業務委託のスケジュール等に十分配慮し、県との打合せ・報告等を主体的に行うこと。

8. その他の留意事項

- ・事業に係る一切の費用は、当初の契約金額に含むものとする。
- ・委託業務の実施にあつては、県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。
- ・本業務委託の全部又は一部を再委託することは認めない。但し、あらかじめ佐賀県から承諾を得た場合は、この限りではない。
- ・受託者は、本業務(再委託をした場合を含む。)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ・この仕様書に定めのない事項については、受託者と県国保課が必要に応じて協議するものとする。

9. 本業務委託の委託上限額

2, 500千円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

10. 本業務委託の完了報告

委託業務完了後直ちに、業務完了報告書を提出すること。

11. 支払方法

完了払い

12. 契約時の本仕様書

契約時の本仕様書は、佐賀県と採用案を提案した者（契約合意に至らない場合は次点者）との間で実施内容の協議を行った上で、仕様書に定める。